

第三十八回国会 農林水産委員会 議 録 第三十九号

(五四九)

昭和三十六年五月十八日(木曜日)

午前十一時九分開議

出席委員

委員長 坂田 英一君

理事秋山 利恭君 理事大野 市郎君

理事小山 長規君 理事田口長治郎君

理事丹羽 兵助君 理事石田 有全君

理事角屋堅次郎君 理事芳賀 貢君

安倍晋太郎君 飯塚 定輔君

金子 岩三君 川村善八郎君

倉成 正君 田邊 國男君

中馬 辰猪君 内藤 隆吉君

中山 榮一君 野原 正勝君

福永 一臣君 松浦 東介君

松田 鐵藏君 森田重太郎君

八木 徹雄君 足鹿 豊君

大原 亨君 片島 港君

東海林 稔君 中澤 茂一君

橋崎弥之助君 西村 関一君

山田 長司君 湯山 勇君

稻富 稔人君 玉置 一徳君

出席國務大臣

農林大臣 周東 英雄君

出席政府委員

農林政務次官 八田 貞義君

農林事務官 昌谷 孝君

(大臣官房長)

農林事務官 伊東 正義君

(農地局長)

農林事務官 齋藤 誠君

(振興局長)

水産庁次長 高橋 泰彦君

委員外の出席者

農林事務官 大山 一生君

(農地局愛知用

水公団監理官)

農林事務官 林田悠紀夫君
(水産庁漁政部 長)

専門員 岩隈 博君

五月十八日

委員網島正興君、本名武君、北山愛郎君、橋崎弥之助君及び玉置一徳君の辞任につき、その補欠として松田鐵藏君、倉成正君、大原亨君、山花秀雄君及び田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員松田鐵藏君、大原亨君、山花秀雄君及び田中幾三郎君の辞任につき、その補欠として網島正興君、北山愛郎君、橋崎弥之助君及び玉置一徳君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

愛知用水公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)

漁業権存続期間特例法案(内閣提出第一五〇号)

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(農林水産委員会提出)

農地農業振興のための基本制度の確立に関する件

○坂田委員長 これより会議を開きます。愛知用水公団法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 愛知用水公団法の一部を改正する法律案については、一昨日以来本委員会における本格的な審議に入りまして、きのうは、それぞれ、愛知用水公団、県土地改良区の代表者等の参考人を招致し、現地のいろいろな実情についても伺いするとともに、商工関係の連合審査等も行なつて本日の段階になったわけでありまして、ただ、法案の審議過程で、おそらく大臣は参議院の關係その他予算委員会の關係もありまして御出席が願えない事情等もありましたので、本日は特に大臣の出席を求めて数点にわたつて伺いをいたしたいと思つております。

まず第一は、きのうでありましたか、長らく難航いたしておりました水資源開発公団法案が提案をされて参つて、いづれこれは衆議院の段階でも審議されることに相なるわけですから、今審議しております愛知用水公団法の一部を改正する法律案の問題と、後ほど審議の過程に入る水資源開発公団の問題とはきわめて関連が深いわけでありまして、きのうの官房長官の出席を求めての連合審査会における質疑の中でも、この関連の問題について官房長官からお話が出たわけでありまして、特に愛知用水公団についての責任の立場にある農林大臣から、この法案がかりに通過して処理をされた場合において、今後組上に上つてくる水資源開発公団との関連についてはどういふ

見解の立場をとっておられるか、この点まず伺いたいと思つております。

○周東國務大臣 大へんたくさん重要な法案を提出いたしまして皆様に御審議をわづらわして恐縮いたしておりますが、ことに、その關係上参議院の方の審議等のためにこちらに出席できなかったことをまことに恐縮に思つております。にもかかわりませず、皆様方が、急いでいるものについて大へん急いで審議を終わつていただきますことを心からまずお礼を申し上げます。

それから、ただいまのお尋ねであります。水資源開発公団法の提出は、皆様も御承知のように、大都會とか工業地帯等に関連を持つ重要な水系等に關しましては、その水の開発並びに利用に關して各方面との關係からいたしまして総合的に開発することが必要だということ、かねがねの考え方を映しまして水資源開発公団法というものを提出することになりました。しかし、それより以前に私どもは愛知用水公団というものの今後のあり方と豊川用水というものを含めて考えた法案を提出いたしておりました。これは、もし早く水資源開発公団法というものの提出がありますればそれと一本になる性質のものであります。この方がなかなかまとまりませんでございまして、やむなく別個の形をとつた。しかも、そのことは、水資源開発公団の問題が確定する以前に、ことしの正月の十九日か十八日ごろだったと思ひ

ますが、愛知用水公団と豊川用水を一緒にした公団法を考へることとして予算の決定を見ましたので、それに関連した法案を出したような格好でありまして、いづれ、このことは、この両法案は内容としては目的とするところを同じうしておりますので、将来、水資源開発公団法による公団の設立の暁においては、この愛知用水並びに豊川用水の開発に支障のない時期においてその方々に合併されるものと考えておりますが、今日の場合、別個に御審議をわづらわし、別個に仕事の日も早くスタートすることを願つておる次第であります。

○角屋委員 今農林大臣の御説明によりますと、当面、水資源開発公団の成立の問題がおくれたために、愛知用水公団法の一部改正でもって豊川用水事業を含む形でとらへて進んでいくけれども、将来の問題としては水資源開発公団の中にいづれ吸収をして一本化した形で水資源の問題を中心にした運用をいたしたい、こういうお考えの方よりであります。この場合に、きのうの質疑の過程でも、愛知用水公団は世銀あるいは余剰農産物資金の借り入れ等外資の導入を伴つた諸問題等もあつて、これはさういふ關係の事務的な了承を得なければ機械的な統合ということには相ならないということ、従つて、将来これが統合という場合に、おいては当然さういふ問題の手續を得た後に完全吸収という形でこれが処理されるというふうに判断をしていい

のであるかどうか、その点重ねて伺いたしたい。

○周東国務大臣 角屋さんのお尋ねはごもつともであります。将来統合ということを進めますについては、私先ほど申し上げましたように、適当な時期に適当な処置をとって統合いたします、こう申し上げたのもそういう点にも触れておるわけでありまして。世銀等に関しての了承は求めて参るつもりであります。

○角屋委員 愛知用水公団法の一部改正法案を審議する立場といたしまして、あるいは水資源開発公団の問題を今後審議する立場からいたしまして、私も、私も農林水産関係の立場からして問題にします点は、もちろん経済の高度成長に伴いまして工業用水あるいは都市用水等の必要であることは十分認めるにやぶさかではございませんけれども、そういう経済の高度成長の中における工業あるいは都市用水等の所要の大きなしわ寄せというものを今後農林水産関係の確保すべき用水関係が受けるのではないかと、こういうことが一つの大きな心配にならざるを得ないのであります。特に、なかなかむずかしい問題でありまして法制的にも議論の存するところでありましてけれども、長い間の血と汗の結晶によつて今日まで確保されてきておるところのいわば慣行水利権的なものは今後の総合開発の美名のもとにおいて一体どうなっていくのか、これらの問題についても、やはり農民擁護の立場からがっかりと法制的な見解の統一をするなり、あるいはまた水資源の利用に伴います今後の処理の過程におきましてそれが十分確保されないという大へん大きな問題になってくるし、あるいは、今後の

問題としては、いわゆる売水制度への切りかえというふうな問題等も出て参りますと、農民負担が総合的な立場から見て増高するのではないかと懸念もいろいろ心配されておる点であります。愛知用水公団のアロケーションの問題一つとらまえても、いわゆる工業用水関係のコストあるいはまた都市用水関係のコストと農民負担との関係を見ます場合、いわゆる経済条件の劣弱な農民負担が非常に過酷ではないのかという点が、今後の愛知用水事業の仕上げ過程における純収益の展望等と見合つて、きのうの参考人招致の中でもなかなか問題になった点でございます。従つて、水資源開発公団法の公団法においても、あるいは今後愛知用水公団法がとりあえず豊川用水事業を継承する場合においても、一体、総合開発の美名の中において、農業用水関係の確保あるいはまた農民負担の軽減の問題、さらにまた既得権で長い間継承されてきておる慣行水利権が擁護される問題等について十分配慮されるかどうかということが大へん問題であらうと思ひますが、これらの問題に対して基本的などういう立場で農林省として処理されるのであるか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○周東国務大臣 角屋さんの重要な点について触れてのお尋ねはごもつともでありまして、私も、この水資源開発公団法の制定の際におきまして、その点は十分に配慮いたしまして、法律案を作る場合に考へておるわけでありまして。御指摘のように、農業用水といふものの確保については、こういうふうな多目的ダムで他のことについて水を要する部面もありますが、その際

常に優先的にこれを確保する方法を主張しておりますし、また、そういうふうな考へております。従つて、従来からあります慣行水利権というふうなものにつきましては、現在及び将来を通じてこれは当然確保されるべきでありまして、たしか、法律の規定におきまして、慣行水利権についてはそのまま河川法の規定によつて許可されたものとみなすというふうな規定もあつたと思ひますが、こういう関係で、慣行水利権は複雑多岐にわたつてゐる問題ではありますけれども、御指摘のように、長い間の血の雨を降らしてまでもこれが確保に努力してきた過去の問題はよく私も承知いたしております。これを簡単にほかの方面に取つていくということは許されませんし、また、そういうことはさせないつもりであります。ただいま申し上げましたように、慣行水利権というものは、これは形の上において一応河川法の規定によつて許可されたものとみなすというふうな形で、これは実はいろいろな議論なく確保されるように私も今後とも処置をいたしていきたいと思つております。

○角屋委員 これは将来の水資源開発公団の問題とも関連しますけれども、愛知用水公団法の当初設立された経緯をいたしましては、申し上げるまでもなく、世銀あるいは余剰農産物等のいわゆる外資導入を伴つた観点から、従来の国営方式でなくして特別に公団を設置するというふうな経緯等もありまして、この公団設置につきましては当時与野党の間でもいろいろ議論の存した点であります。今回従来国営で足をしておる豊川用水事業を含むとい

う点については、いわゆる愛知用水公団の陣容というものを活用する面から便宜的に考へられた点にも相当なやうな問題が生ずるわけでありするけれども、今後の農政上の問題といたしましては、例の農林漁業基本問題調査会等で農林省の行政機構改革等で考へられてきておるいわば行政上の監督・指導の面と事業面との分離問題、こういう一つの見解があつて、たとえば農地局等で従来やつてきた国営関係の問題等についても、いわば事業面というふうなことから愛知用水公団法で国営の事業を継承し、将来、そのことが、その方面の組織形態というものが主体になつてしまつて、いわば農林省あるいは農地局としては行政の監督・指導というふうな形に非常に変貌していくのではないかと、こういうことが一つの心配になつておるわけでありまして、農地局等との質屋の過程の中では、いわゆる公団システムと国営方式の二本立ていくんだ、いわゆる公団方式の今後の水資源開発の場合においても、特定水系を指定をし、それに基づいての重要拠点についての総合開発というものであつて、当然その他の地域においても国営方式というものをとつていく、従つて二本立ていくんだという見解等も表明されておりましたけれども、これは、やはり、農林大臣の責任ある立場から、今後の公団システムにおけるところの開発方式、あるいは従来から特定土地改良事業特別会計等とつておる国営方式というふうなものをどうやうに調整をし運営していくかということが一つの今後の問題であらうかと思つております。あるいは、いたずらに公団あるいは事業

団、いろいろなものを設置することによつて、高級官僚の自後の身を振る側の場所を見つけてみたり、一たんそういうものを作ると、森林開発公団に見られるごとく、事業が大体終了時期に来るとあとの仕事を無理やりにつけてやらなければならぬという、場合によつては弊害の問題等も生じてくるわけでありまして、予算委員会における私の質問に対して大臣が答へた場合においても、農林省の行政機構改革の問題については、行政の指導・監督、事業面の分離というふうな形に必ずしも画一的にこだわることなく、総合的な視野からやはり次の通常国会あたりを前提にして十分検討いたしたいという見解の表明等もありましたが、そういう今後の農林省の行政機構の問題、さらにまた、今申しました公団システムによる運営方式と特定土地改良事業特別会計の国営事業におけるところの運営方式との今後の問題についてはどういうふうな見解のもとに処理をされようとするのか、この点承りたいと思ひます。

○周東国務大臣 お尋ねの点に關しては、私も、今後の土地改良事業とか、あるいは愛知用水あるいは豊川用水のような形が公団方式になつたからといって、全部の国営による、特別会計による処置というものを全部移して公団方式にやるといふ考えは持つておりません。やはり、先ほど申しましたように、これは特定の水系に多分限定されると思ひます。たとえば利根川とか淀川とかいうふうなもので、大都市の関係、いわゆる工業地帯の関係等を考へて、工業用水あるいは農業用水あるいは上水というふうな問題が関連

する大きな河川については、どうも従来のいき方だけでは思い切った水の利用のために開発が進まない、これを一つの形に持っていく、早急にこれが成果をあげるように開発し、また、開発された水が必要な場面に分配されるようにという形での水資源開発公団というものを作ったわけであり、従来、他の場所におきましては、従来の国営による、特別会計による行き方は今後とも就いて参るつもりでございます。

それから、もう一つのお尋ねの、農業基本法等の執行にあたって、それが統一ある形で指導されあるいは誘導されなければならないという立場においては、機構の問題についてこの前触れしましたが、それも、何もかも国の手からはずして民間団体に移すということではなくて、むしろ、必要なものは、ただいま申しましたような水資源開発公団というものに移る場合もあります。が、やはり、私どものねらいは、国の新しい農政の方向に向かって間違いないを期するためには、中央及び地方における機構等もそれに沿って考えなければならぬということをお前申し上げた次第でありまして、この点は、今後直ちに着手して十分考えを進めていきたいと思っております。

○角屋委員 昨年の予算編成以前に、農林省として「水利開発管理公団（仮称）の概要」というふうなことで、農地局の構想として愛知用水公団の開発的解消による新公団設立についてのいわば試案を示された資料がございます。これらの資料が今度の水資源開発公団をいろいろ難航の過程で論議する場面の農林省の一つの立場になったた

らうと思っておりますが、その中でいろいろ問題がありますけれども、大臣はきょうは三十分くらいということであり、まずから詳細には触れませんが、たとえば、公団における資金上の構成の問題等については、御承知の通り、負担金なり借入金をする、こういう場合に農林中金の余裕金あるいは資金運用部資金等の導入というふうなことを考えるということになりますと、例の近代化資金の場合にも系統金融の活用ということが今日出て参っておるわけであり、約六千億に近い系統金融というふうなもののについて、とにかく新しい水資源開発公団でも場合によってはおねらうていく、あるいはまた愛知用水公団等でもこういうものに目をつける、こういうふうなことから、実際に、系統金融の金というものは、農民の直接の血と汗の結晶の集結であるものを農民に還元するという立場から見ても、いずれ総合開発ということになりますと、単に農業上の諸問題ばかりでなしに、工業その他を含んだ総合開発ということになりますと、いわばウエートとして大産業・大企業にそういうものが活用されていくという将来の危険等を考えてみると、借入金のいわゆる借入先というものをどういうところに考えるかということとは非常に重要な問題の一つであらうかと思うのです。が、水資源開発公団の場合、政府が考

場合、あるいは今日考えておる愛知用水公団法の改正に伴います資金源の場合、どういった基本的な立場で運用されようとしておるか、この点をお伺いしたい。

○周東国務大臣 水資源の開発に關しまして、結局問題が資金にあるということはお指摘の通りであります。現在のところは、愛知用水公団について、御承知の通り、資金運用部の資金というものに大体限られておるようであり、今後の問題は、ただいま検討いたしておることは、やはり、農林中金あたりに公団債を引き受けさせて有効に農業団体の集まった資金を使つたらどうかということについて今新しく研究しております。その際、今御指摘のように、せっかく農業団体の金を出してもそれがほかの方へ利用されてはだめじゃないかという問題です。もしもそれを研究の結果やるといたしますれば、その公団債発行の条件として、その資金が農業関係の開発に使われるということになればならぬので、どういった形でありませうか、そういう点については十分条件をつけていきたいと思っております。ただいまのところ、金利等の関係から言いますれば、しばらくは資金運用部資金によらざるを得ないと思っております。これは、一般的に言つて、農業問題に關する今後のあり方として、資金源をどこに求めるか、あるいはその資金に關する貸付の場合における条件、金利、期間等に關しましては、現在いろいろの問題が出ております資金よりも、もっと有利な形でございますか、金利を下げ、あるいは期限等を延ばしていくという

ことについて、私はただいま検討をしておる次第であります。

○角屋委員 近く通水等を実施をし完了の段階にありますが愛知用水事業は、外資導入等をやった画期的な開発事業というところに相なりまして、今日までの段階でも、本委員会でもしばしば現地調査を実施をし、また、必要な段階では参考人招致等もやりながら、今日事業完成というところまで持ってきたわけでありませう。この間、農林省なりあるいは愛知用水公団、県、あるいは地元関係のみなさんならぬ努力というもののについては、私も深く敬意を表するにやぶさかではございませんが、申し上げるまでもなく、愛知用水事業の基幹的な工事が今日終了したのであつて、これから実際に愛知用水工事を実施した成果の裏をどうして作っていくかということが今後の問題になるわけでありませう。しかも、また、かねて問題になっておりました知多半島方面における今後の工業等の発展に伴います工業用水の問題が、愛知用水事業の基本計画あるいは用水配分等の関連の問題の中でどう相なっているのか。いわゆる非灌漑期の幹線の水の利用なり、あるいは灌漑期においても、兼山におけるところの毎秒三十トンの水というものは常にフルに運転するわけじゃないから、通水断面を活用してやるとかいろいろないろいろなことが従来から流布されて参つておるわけでありませうけれども、これは、下流地域との関連の問題もあり、また愛知用水事業の基本計画という問題もあつて、今後ある長い展望の上に立つと相当の問題を持つてくるのではないかというふうに思ふのであります。し

かも、きのうの参考人招致の中でも、これらの問題については、公団あるいは県側でも、具体的には相当程度慎重を期しているのじゃないかと予想されながらも、表面的にはなかなかいまいにいたしておるわけでありませう。この際、農林大臣として、愛知用水事業の基本計画における、特に農業用水優先確保の問題と、今後の名古屋、知多半島方面における工業の発展に伴う愛知用水事業のこれに対する寄与の問題、こういうふうな問題について、どういうふうな段階にあるのか、あるいはまたどういう方針で今後臨まれようとするのか、この点一つ明確にお伺いしたいと思ひます。

○周東国務大臣 ごもつともなお尋ねであります。私も、愛知用水公団を作つたおもな目的は、あの地帯における灌漑用水を十分に取つてあの地帯における農業の発展に十分に資するということが目的でございます。ただいま御指摘の、その水は相当余るから工業用水に使わせろというふうなことが出て参りましたことも御承知の通りですが、これは日本の経済全体から見れば非常にけつこうなことでもあります。余剰の水をその方に向けるということも、私はいいことだと思ふのです。その際、私も、できる限り農家の負担を下げるためには、ああやってできた水を工業用水に有利に使つてもらう、むしろ向こうの方で少し持つてもらう、少しくこの負担を下げていただく、かといふことまで実は話しているわけでありまして、具体的に今後工業用水がどういった形になって使われてくるかということは将来の問題でありませうが、たとえば今申し上げているような

事柄も考えつつ、余剰の水は有効に工業用水に使ってもらい、産業発展に使ってもらい、農業用水については優先的に取る、そして、その間に相互に相互扶助の立場に立つて工業と農業の間の関連を進めていくことがよろしいのではないかと、かように考えております。

○角屋委員 農村大臣は、非常に簡単に、何か余ったものでも活用できるような甘いしるしと考えておられるようでありませうけれども、これは、申し上げるまでもなく、水の問題というのは上流、下流を含んでなかなか諸般の制約があるわけでありませう。特に、木曾川の下流の地域というのは、愛知県側でも三重県側でもそうでありませうが、農業関係ではなかなか豊沃地帯であります。上流部における水の取水というものが大量になれば、海水の遡行によって塩害等を生ずるという事例が従来現地調査の結果でも出ていたわけでありませう。そういうような問題もある。また、下流部における今後の水利用ということも十分考えていかなければならぬ。従って、余っておるといふけれども、やはり、総合的な視野から見て計画的に処理をしないと、一般常識として余っておるといふ考えではなかなか処理できない。今渡流量等の制限規程の問題もある。上流、下流を含んでのいろいろな従来の既得権あるいは今後の発展の展望というものが十分ならみ合わない、単に愛知用水の受益地区内における交流の諸問題だけの関連では処理し得ない。また、同時に、そういう問題の処理が愛知用水事業の基本計画というものに支障を及ぼすということは絶対許すべきでない。

こういろいろな問題等もありまして、これらの問題については、今後具体的に現われる諸問題とも関連をして、是非曲直から見て追及しなければならぬ問題が生じてくる場合においては、私どもは今後とも本委員会においてこれを取り上げなければならぬと思っております。いささか心配であります。大臣が何か、木曾川の水を愛知用水の幹線水路を通じて取る場合でも、余った水でも使うような感じが強いのではないかと、いふことで、その点いかがですか。

○周東国務大臣 御心配であります。私は簡単に考えていないので、余った水があればいいことで、つまり、優先的に農業灌漑用水を確保する、その上に余った水があれば工業用水にも利用させて、ともに発展させたらよろうというものであります。もちろん、これは、将来の問題として、計画に基づいて時期的にあるいはどういふ場所であろうというふうに水を分けるかということも当然問題になってくる問題であります。そういう点は十分に慎重に計画に基づいて処理をいたしたいと考えております。

○角屋委員 愛知用水公団の法改正に伴っての職員等の身分の異動の問題、あるいはまた豊川用水事業の継承によるところの豊川用水事業の職員との関係というこの問題が、一昨日以来の審議の過程でも出て参っております。これは、やはり、今日までずいぶん苦労して仕事を参りました愛知用水公団関係の職員についても、あるいは継承するべき豊川用水事業の職員についても、この法改正が処理される場合において、二百数十名の者について残念

ながら他に転用せざるを得ないという事態にあるようでありませう。これらの問題については、農林省、公団、あるいは豊川用水事業関係、あるいはまた県その他の受け入れ態勢の間で遅滞なく処理できるという責任を持って処理されるのであるかどうか、これは特に関係者としては非常に重要な問題でありますので、農林大臣の所信を承っております。おきたいと思ひます。

○周東国務大臣 細目についてはおそろく局長から御説明申し上げたと思ひますが、私は、角屋さんの御心配のないように、責任を持ってこれが就職あるいは転職等にあたりましては努力し、一人も職を失ふことのないように努力をいたしたいと思つております。

○角屋委員 愛知用水事業の今後の営農指導の問題、あるいはまた耕地整理、水田の今後の残された改良等、各般の問題が具体的に提出してくると思つておりますが、一昨日の審議の中でこの問題は相当具体的に取上げて議論して参つたのでありますが、大臣にもいろいろお伺いしたい点はあるわけでありませうけれども、時間の関係上これらの問題については割愛をいたしたいと思ひます。

ただ、申し上げるまでもなく、今日愛知用水事業の関係は基幹の工事が終わったのであつて、いよいよこれから営農指導の問題を含めて具体的に実り多き成果を得るよう努力するのは今後の農林省の大きな責務にかかつておられるのであります。その点では、現地側の要望に即して、愛知用水事業が外資導入等とも見合いながら非常に特異的な総合開発をやつたという成果が今後においても得られるように努力

をしてもらいたいということを要望しておきたいと思ひます。

ただ、審議の過程で出て参つた具体的な問題の一つに、これは与党の丹羽先生からも出ておつた問題であり、私どもの連合審査の中ではわが党の加藤さんからも出ておつた問題でありますけれども、危険防止の問題といふことが一つ現地側の問題としては相当深刻な問題であらうと思ひますが、御承知の通り、愛知用水事業の幹線水路の設計断面、あるいはその状況等を見て参りますと、水深、あるいは流速、あるいは設計断面におけるコンクリートのライニングとか、いろいろな点等から見ても、児童その他危険を伴う要因がなかなか多いわけでありませう。今日まで百二十キロ近い幹線水路の中で四キロ近い程度のものについて危険防止のさく等を実施したといふことが、今日までの審議の中で出ておりましたが、これは、やはり、その程度でなくて、もっと人命尊重という立場から、今後とも、予算その他の問題についても、国、県、公団、こういうようなところで実施すべき必要な問題については、これはやはり金を惜しむことなく実施していく、こういうことで処理されて、せっかく行なつた愛知用水事業の幹線水路が廣の水路になり果てないといふことについては、今後とも責任を持ってやる必要があるのじゃないか、こう思つておられるわけですが、これは一昨日の論議で現地の要請としてはきわめて強い問題の一つでありませうので、特にこの際農林大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○周東国務大臣 御指摘の点はごもっともであります。私どもは、せっかく作つたものに魂を入れないようなことではだめでありませうが、基幹水路ができた、これからあとにおける営農実施にあつて必要な処理は今後とも十分に考えていきたいと思つておりますし、その際において水路が非常に危険な立場にある、これに対して、さくその他に關して、人命を守る、農家の生命を守るために、また通行人の生命を守るために十分の処置を講じていきたいと思ひます。

○坂田委員長 角屋君に申し上げますが、時間が切迫しておりますので……。

○角屋委員 一問だけで終わらしていただきます。

愛知用水公団法の一部改正に伴います今回の法改正の問題は、単に愛知用水事業の終了に伴う職員の具体的な活用問題という面の問題だけで私どもは必ずしも解釈するわけにいかず、今後水を中心とした総合開発をやる場合の基本的な性格というものが一体どうなつていくのか、特に農林水産関係の立場から見てもどうか、こういうふうな将来の展望を考えて参りますと、経済の高度成長に伴う水の工業用水、都市用水関係への利用といふことは、方向としてもこれは認めなければならぬと思ひますけれども、農業用水が慣行水利権その他水のコストとの問題とも関連して十分農民の立場に立つて処理されないと、これが大産業・大企業の犠牲になつてしまふ、こういう危険がなしとしないところに、今後の水資源開発公団の問題についても、あるいは愛知用水公団法が将来発展していく方向についても、大きな疑点を持たざるを得ないという立場を私どもは持つて

おるのであります。同時に、お伺いした中で、大臣は画一的に処理しないと言いましたけれども、農林省の行政機構改革というような問題の中で、公団、事業団等ワン・クッション置いて、いわゆる農政上の国の責任というものをそれで回避していくという方向が今後出るとしますならば、これもやはり相当大きな問題になるだろうというふうなことも含んで、本問題の処理については今日まできわめて慎重にしてきたわけでありまして、いずれにいたしましても、愛知用水事業が終了する問題については、やはり、先ほど申しましたように、特に原あるいは土地改良区、地元農民というふうな立場から、いろいろ、公団等を通じて、県等を通じて、農林省に実り多き成果を得るための具体的な要望というものが今後相当に出て参るであろう。そういう問題については、特にこういう画期的な事業については、農林省としても本腰を入れて今後の具体的な指導・援助というところに当たられるよう、切に希望いたしましたして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○坂田委員長 他に質疑の通告もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○坂田委員長 これより討論に入るのではありませんが、別に討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。愛知用水公団法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○坂田委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○坂田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

午後一時より再開することとし、暫時休題いたします。

午前十一時四十九分休題

午後三時三十二分開議

○坂田委員長 休題前に引き続き会議を開きます。

この際、小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、水産に関する小委員会、食糧に関する小委員会、甘味資源に関する小委員会及び畜産に関する小委員会を設置することとし、各小委員会の委員数の決定並びに小委員及び小委員長の選任等につきましては委員長に御一任願いたいと存じます。

なお、小委員の辞任及び補欠選任、並びに、小委員会において参考人の出頭を求める場合、その日時、人選、また関係方面からの資料の要求等につきましても委員長に御一任願いたいと存じます。

以上について御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○坂田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、以上の各小委員及び小委員長は委員長において指名し、公報をもつてお知らせすることといたします。

○坂田委員長 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案起草の件についてお諮りいたします。

御承知の通り、急傾斜地帯農業振興臨時措置法、湿田単作地帯農業改良促進法、海岸砂地地帯農業振興臨時措置法、如地農業改良促進法、以上の四法律は来年三月三十一日をもって失効することになっておりますが、急傾斜地帯農業振興臨時措置法等による農業振興計画等の実施の状況にかんがみ、また、昨年積寒法の有効期限を昭和四十二年まで延長いたしましたこととも関連して、これら四法律の有効期限を四年間延長することが必要であると認められて、ここに各位の御賛同を得てお手元に配付いたしましたような案を委員長において起草した次第であります。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案
急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律
(急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第一条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

(湿田単作地帯農業改良促進法の一部改正)

第二条 湿田単作地帯農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

(海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第三条 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

(如地農業改良促進法の一部改正)

第四条 如地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等による農業振興計画等の実施の状況にかんがみ、同法等の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、土地改良法等当該事業に関する法律の施行に伴う経費を含むものであつて、急傾斜地帯その他各地帯ごとの農業振興計画の内容によつて定まる。昭和三十七年度において当初振興計画等の残事業量の二割程度の事業を実施するものとすれば、その所要額は、約五十億円程度の見込みである。

○坂田委員長 この案について御意見なり御質疑があれば、この際発言を許します。

足鹿寛君。

○足鹿委員 若干のお尋ねを農林大臣にいたしたいと思ひますが、まず第一に、ただいま議題となつております四つの特殊立法は、積寒法とともに昭和二十六年、二十七年、二十八年と順を追つて議員立法として決定をされ、今日に至つたものであります。自來、その法実施の実績について調べてみますと、その成績は遅々としてあがつておりません。積寒法におきましても制定以来十一年を経た今日約五九・二%、急傾斜が十年を経た今日三六・八%、湿田単作が五三・七%、砂地が三四・六%、如地振興が三九・二%という程度であります。かつて食糧増産政策の重要な一環として低位生産地帯であるいは後進地域に対する民意を織り込んだこの法律の成果が、このような事態であつていいでございましょうか。私どもは、議員立法法がゆえにこのような事態が放置されたり、またそのような考へ方によつてこつこつと事態になつたと考へませんが、三十四年の砂地法案及び如地法案の審議の際におきましても、政府は、議員立法を認めない、政府提案でやるのだといつて、今

度は議員立法にまた依存をするというふうに、何か納得のいかない、その時折りの情勢が作用しておるように思われることを遺憾としたものであります。このような遅々とした五つの特殊立法の進捗度の中にあります。積寒法と湿地単作は主として水田を対象としたものであります。これは五〇%以上の一応の進捗を示しておるのに反し、急傾斜、砂地、畑地等は三〇%余にすぎないのであります。同じ特殊立法の中にあります。畑地と水田畑地帯には進捗においてもこのように大きな開きのある事実を私は指摘をし、今後この法の運用に對していかように農林大臣は措置されようかとされま

すか、議員立法の趣旨とその性格に特に意を用いられて今後いかようにこの法律の成果を短期間に当初の目的達成のために運用せられるかをこの際承つておきたいと思ふのであります。

○周東國務大臣 御質問の点であります。別に、これらの五法律關係の仕事が、別におくれていることについて、議員立法であるからということとはございせん。私は、おそれなく、その中でも積寒地帯と湿地単作地帯においてはかなり進捗しておると思ひますが、その他の法案の出たのがこれよりもおくれであるという点もありません。しかし、それは形式的な問題であります。ど

うしても、これらの地域といふものが比較的農家として負担力の少ないところであり、これらの地域の改善その他について問題についてはかなり経費がよいにかかるといふようなときに、その間における特殊な配慮が多少おくれおるのではないか、こういふような点も考えられるのであります。

私どもは、今日一応この法律の施行期間の延期をお願いをいたしておきまして、農業基本法等においても、成立の晩におきましては、やはりあの中にも特殊地域については特殊な考慮を払わなければならぬことも書いておりました。そういう点等も参酌いたしまして、将来は、これらのおくれた地域、特殊な地域における農家、農業のあり方について特に考慮を払つていきたいと思ふのであります。

○足鹿委員 従来の経緯等についてくどくどと申し上げる気持はございせんが、若干この際農林大臣の御認識を深めるためにも、一言申し上げて御意向を特におきたい点があるものであります。

それは、昭和三十四年に畑地農業と砂地の両方の期限延長を行ないました。その際に、他の急傾斜等であるとか、積寒であるとか、湿地単作等との關係、振り合ひを見まして、その期限を三十七年にそろえまして、そうして、そろえるという目的は、おのおのがちがはぐなことをやめて、少なくとも目的をひとしくする畑地とその他のものと

は、大体において大きくこれを総合制度にしていくことが妥当であらうというので、各法律に基づく審議会の会長にもしばしば御出席を願つて、意思統一を行ない、どのようなものを作るかという点についてはその後お互ひに検討しよう、こういふところまで具体的に相談を進めて、そうして、その理解の上に当委員会としては附帯決議を付しまして、その延長に同意をいたしました。特に、畑地と砂地は、その目的とするところがきわめて一致しておりますので、これらを中心に畑地

総合立法を検討すべきであるというところが特に附帯決議では重視されて決定されたのであります。越えて昨年の畑地農業審議会におきまして、私も委員の一人として一年間その審議に従事いたしました。特に問題の重要性にかんがみまして、畑地農業審議会として異例の措置として農林省の協力を求めまして、畑地農業改良研究会を設け、一方において農業の基本問題調査会が発足して作業を進めておるなかであるにもかかわらず、きわめて後進性の強い畑地農業振興の専門的な研究をすることはきわめて時宜に適合しておるという趣旨から、あえて研究会を設け、あらゆる角度から、三十名近い学識経験者あるいは審議会を代表する私どもが出席をいたしました。特に元京大大学の教授でありました大槻正男先生を会長にしまして、二月から秋の十月まで月に数回ずつ会合を行ない、最終的には泊まり込みを行ないまして検討に検討を重ねて、大臣も報告によつて御存じでありまして、**「畑地農業改良の基本的方向」**なる一文をまとめた。またその近代化、高度化に必要な諸条件を検討いたしました。これを審議会の全体会議に報告をし、去年の十月十四日に会長の松浦周太郎氏名をもつて建議を農林大臣に行なつて今日に至つておるのであります。しかる

ところ、政変等の事情もあつたのであります。しかしながら、いかに内閣はかわりましても、事務局はそう大きくかわつておるものでなく、事の重大であるだけその必要なきが認められておる以上は、もっと積極的に具体的にその建議の趣旨を、また従来の本委

員会がたが重要な決議の趣旨を尊重されて、本日この延長の決議をするまでもなく、少なくとも畑地農業に對する総合的な制度について当局が本委員会にこれを報告し協議を求めめる程度の準備はされてよかつたのではないかと思ふのであります。しかるに、またまた四十一年までこれを延長するということでは、まことに私は遺憾に思うものであります。特に、畑地農業と水田地帯の生産力の格差、従つて所得の格差は、水田地帯農家が二十八万円の収益をあげるのに對し、同程度の畑作地帯が十六万円程度に彷徨しているというこの大きな格差は、農業と他産業との所得の格差以前の問題として、農業内部のこの大きな格差をいかにして圧縮し解消するかという農政に課せられた重大な課題であるにもかかわりませ

ず、これを今日までのこのままの姿でまたまた再延長するがごときは、私は、農政の貧困と言ひます。行政当局の怠慢とも言ひます。まことに遺憾千萬に思ふものでございす。そういう点でわれわれにも一半の責任のあることを認めますが、少なくとも資料を整備し、大体の進むべき方向も具体的に検討したものを示しておるわけでありまして、これらの点に沿つてでき得る限りすみやかに畑地農業振興の総合制度の実現に向かつて進捗されなければならぬと思ひます。

ついては、この際、この種の特定農業地域法の今後のあり方については農業基本法との関連もあるので検討するといふお話であります。四十一年までに総合制度を作るかあるいは他の措置を講じられるかといふことをきめたのは、少なくとも今日の急迫した事態に

間に合ひません。従つて、本法案の趣旨に沿うような対策を大体いつごろをめぐとして農林大臣は検討される御所存であるか、この点を、農業基本法との關係を考慮するといふ先ほどの御答弁もありましたので、この際少なくとも大臣としての腹づもりを明確にしたい。全国的この畑地農業の将来について非常な不安を持つたこれに對する具体的対策の出ることを待つてゐる農民に對して、その方向と限界を示していただきたいと思ひます。ただばく然と考慮するといふのではなくて、四十一年まで一応これは仮の延長と私は考えたので、少なくとも来年度一ぱいこのいにはかかるべきものを作り、必要があればそのときには新しく出発するものに乗りかえていくぐらひの強い決意をもつて対処されることを私は望むものであります。その点についての大

臣の御所信を承りたいと思ひます。

○周東國務大臣 このたび制定をお願いしております農業基本法といふもののねらいは、一つは、御指摘の通り、畑地といふものの後進性といふもの、及び、畑地の中でも地域的に特に格差とおるといふ問題についての地域的格差といふものを解消し、また、そういうことのできるだけ格差を縮めていくことを一つの念願とし、目的としてゐることは御承知の通りであります。従つて、私は農業基本法も制定せられるのであり、ことに、その第二条二項でしたかに、特殊地域においては特にその地方の事情を考へて施策を立つることを義務としたしております。従つて、従来は個別法の一つの法案ができ

ておりますが、これに對しては根本的

に考え直さなければならぬ。ことに、足鹿さん御苦勞願ひまして、昨年の十月十四日に畑地農業に關する根本に對する方策を答申いただきました。目下は、これらに對して、答申があつたからすぐというわけになかなかない点もあり、いろいろな生産の問題なりあるいは畑地灌漑用水の問題なり、その他畑地における農業形態というやうな問題については相當に研究を詰め、そのうしてよいものを作りたという意味で、農林當局は自後研究を續けておるわけでありま。今国会におきまして間に合はなかつたことは遺憾では遺憾といひますけれども、まあ、妙な話ですが、その上の大きな基本となるべき農業基本法の制定というものに没頭を一面して、片一方においては答申に基づいて研さんをいたしてありますもの、具体的にとりかゝるかといふ問題についてはまだ問題を残してあります。従つて、できるだけ早く、これらの答申に基づいて、御趣旨を生かして、あるいは現在ある五つの法案を一本にまとめてやるのがいいのか、あるいは中によつては特別にやうた方がいいのか、こゝういふ点は十分考へて、できるだけ早く処置いたしたいと思ひます。これは、ちよつと期間延長しておくれが、しかし、四十一年まで捨てておく考えはございません。当然、これは、農業基本法が施行されれば、この法律の趣旨から言ひまして、も、それぞれ必要な点は直ちに研究、施策立案に着手しなければならぬと私は考へております。

○足鹿委員 御所見を承つたわけでありま。政府案の農業基本法の第二條によりますと、自然的・経済的・社会的な不利を補正することが農林大臣の目的の中心であるといふことをうたつておられます。だとするならば、私が今指摘したごとく、最も不利を受けておる問題に對して、この四つないし五つの農林省所管の特殊立法については根本的に考へ願ひなければならぬ。従来においても、われわれ、国会の責任において、議員立法として、政府が手をつけな問題に對して、大蔵省がいい顔をしないにもかかわらずわれわれはその所信を通した。従つて、われわれは、むしろこの自然的・経済的・社会的な不利を補正するといふことについては少なくとも今から十數年前に最も手近な問題としてこの問題を取り上げておつたはずなんです。ですから、歴代の政府が直轄にこの問題を解決しようとしておつたならば、前段で述べたやうに、平均して四十數%程度の進度などといふことはあり得ないと思ひます。そこに、熱意の欠けといふか、具体的な対策のなかつたといふか、こゝういふ事態を現に招來しておると思ふものであります。

そこで、私は、大臣が今後なるべくすみやかにやるといふことでありますから、これ以上は来年度か再来年度かといふことについては申し上げません。申し上げませんが、ただ、問題は、この残事業をどうするかという問題であります。少なくとも、この本日もらいました資料によつて見まして、驚くべき残事業がございます。十年かかつて半分も事業が進んでおらない。これは昭和三十四年に畑地と砂地の期限延長の際にも私は申し上げた。残事業を消化するために、新しい計画を樹立して、重点的に予算を計上し、

少なくとも残事業の早期解消をはかるべきことを申し上げ、審議會においてもそのことは申し上げた。少なくとも私もこの問題に對して非常な熱意を持つております。ゆえんのは、政府の農政方針によれば、食糧増産の段階から農業生産基盤の整備という新しい方向に農政の方針を打ち出されておるわけでありま。少なうとも、従来のやうに食糧をたくさん作る面積を優先するといふやうな考え方はなくなつて、農業一般の条件をよく見て、それが食糧の増産になるかといふよりも、農業の近代化や経営の高度化や専門化にどういふ必要があるのかといふ観点に立つてその政策を定められる筋合いであらうと思ふのであります。そのういふ点から言ひますならば、この自然的・社会的・経済的に恵まれなかつたこれらの地帯に對して、急速な残事業の解消の手を打たるべき筋ではないかと思ひます。私は、昨年の予算において食糧増産対策といふ項目に変えられた生産基盤の整備といふ項目に変わらされた意味は、少なくともそゝういふ点にあつたと思ひます。ところが、依然として、看板だけであつて、中身は従来の方針に大きな変化は見えないと言つても過言でないでしやう。この重大な特殊立法、四つないし五つの法案によつて少なくとも完了しておらなければならぬ仕事がありま。まだにその半分にも達しない、進捗度について見れば四〇%程度であるといふに至つては、全く何をか言わんやであります。政府は農政転換を口にしながら、實質的には農政転換の生きた具体的な手に欠けるものがあることを証明しておると言つて言い過ぎでないと思ひます。従つて、この残事業の

早期解消について、先ほど農林大臣はできる限りすみやかにと言われたが、少なくとも、できる限りすみやかな期間にどのやうな年次計画でどのやうな重点計画でもつてこの事業を完遂されようとしておるか。たとへば、それに必要な予算の措置にしてみまして、補助率の問題もございまして、大きな畑地灌漑の国営事業の実施されようとしておる地帯においても、大きいダムに對しても従来の補助率でこれを知らぬ顔をするといふやうなことは、とても受益者の負担といふ点でたえられない問題もすでに起きてきておる。また、土地改良問題に端を発するところの改良区の再建整備問題も起きてきておる現状から考へて、補助率の引き上げは正、また金利の長期・低利の融資の供給といったやうな一連の予算措置がこれまた伴つて初めて残事業の短期解消といふ目的が達成できるのではないかと思ふのであります。この点については昭和三十四年も当委員会において私がある附帯決議を付する理由について申し上げておりましたが、少なくとも、でき得る限りすみやかにやると言われるならば、その期間において残事業をどのやうな計画でどのやうな予算対策でこれを処置されようとお考へになつておりますか、この点、もしお考へがあるならばこの際承つておきたい。

○齋藤(健)政府委員 今回この特殊立法に對しての期限延長がありました。場合におきましては、われわれといたしましては、早急に残事業量についての第三次の計画案を作る考へでございまして、いづれ審議會に諮りましてきめることにならうかと考へておりますが、御承知のやうに、第二次計画におきましては残事業量の約六割といふことが目安であつたのでございまして、もちろん、事業の内容によりまして、すでに百パーセントに近い事業もありますし、また、非常におくれたやうな事業もあるわけでもございまして、計画量といたしましては、われわれといたしましては現在、事務的には、少なくとも残事業量は第三次計画において実現して参りたい、かやうに考へております。もつとも、その後におきまして、やはり、当初の計画から地元の要望が變つてきた部分もあつたり、さらにまた、一そや当初の計画を延ばすべきものもあるといふやうなこともございまして、今その間の当初の計画と現在におきましては要望事項とを参照し合はせながら第三次の事務當局案といふものを計画量として策定をいたしておる段階にあるわけでもございまして、計画量としてはそのやうに考へておりますが、今お尋ねの、しからばこれに對する融資なり補助なりをどうすべきかといふことでございまして、予算額といたしましては、この事業に必要な予算額についてはもちろん努力すべきでございまして、補助率等につきましては、なかなか御要望のやうなことに現在までに至つていないことは申しわけないわけでもございまして、しかし、その間におきまして、たとへば畑地灌漑であるとか、あるいは本年度は北海道における畑地の土地改良事業であるとかいふやうな面におきましては若干の補助率の引き上げを行なつておるわけでもございまして、なおこれらにつきましては今後の総合的な対策を検討

する間におきまして十分研究して参りたい、かように考えております。

○足鹿委員 きわめて具体的な御質問を申し上げておるわけでありますが、これに対する振興局長の御答弁は満足できないのであります。すなわち、この北海道の、若干の変化はございまして、三十六年度予算を通過して感ぜざることは、政府が、農基法で、選択的拡大であるとか、需給の見通しに立って伸ばすべき部門に対しては重点的な施策を講ずるとかいろいろ申し上げておられるが、実際に、畑地における生産基盤の整備拡大というように、何に對しては、予算そのものの上に情熱が盛り込まれておるのではないかと、何ら変化を認めることができないことを私は遺憾に思ふ者であります。そういう点からも、少なくとも、残事業の一掃の問題については、本年度あるいは来年度等によつて、今局長が言われたように伸び縮みはあるといふにしても、それらをよく検討して、少なくとも基礎条件の整備程度はまず第一段階でめどをつけて終止符を打つ、そして、これから伸びるであろう第二段階の問題に向かつて、振興局を中心に、また他の団体の協力を求めて、農民の意欲を高進して善処されなければならぬのではないかと申すわけではございませんが、この点についてはあえてこれ以上申し上げません。

第四の問題については、少なくとも私も従来から主張しております畑地農業の振興については、この特殊立法の前提にあつて、少なくとも十年をわかれれば経過したわけでありまして、少なくともこの生産基盤条件というものはもう一応整備して目的を達成

されておらなければならぬ段階だと思ふ。にもかかわらずそれが半ばに達せぬという際に次の段階を望むことは、おそらく今の行政能力からしても困難かと思ひますが、少なくとも問題

を指摘しておきたいと思ふ。それは、先ほども述べましたように、選択的拡大といふことが政府の農業基本法の中では特に重視されておる。貿易自由化の問題に關連してこの点が大きい問題として取り上げられておるのであります。これらといふことも、木によつて魚を求めるわけにも参りませず、整備された基礎条件の上に少なくとも経営と技術がそこに総合された新しいものが打ち立てられていかなければ、選択的拡大などといふことはおおよそ言へばくして実行できないものだと言わざるを得ません。従来、農基法の精神を貫いておるもの、また、政府の農政の大きな流れとしては、やもすれば多角経営といふような考え方が前面に出ておるわけでありましたが、私も今後は、畑地農業に限らず、わが国の農業の今後のあり方については、生産性の低い多角経営であつてはならぬ、少なくとも生産性の低い多角経営の再検討にまずわれわれは新しい進路を求めなければならぬ、そういう観点に立たざるを得ないのであります。水田の場合におきましては田畑の輪換による畜産との關係を考慮した飼料の自給化の問題、また、畑地の問題につきましても水資源の開発とその合理的利用の問題等、およそ大きな問題を解決していかなければならぬのであります。こういう畑地農業の振興は、従来の畑地振興というより狭いものではな

少なくとも水田の領域にもまた草地の領域にももつと大きく規模を広げた体系立った大きな政策が必要とされておる段階だと思ふのであります。そういう問題に對しては基本的な手を打ち、しかる後にまた——今更を制限して他作物への転換を選択的拡大という立場から政府は指導しようとして問題を惹起しておりますが、そういう転換の場合にあつても、合理的な作付体系、輪作体系といふものが動力や技術やいろいろなものと組み合せてそこに具体的に農家に実施せしめる確信のある指導方針なくして、いたずらに選択的拡大などといふことは言うべくして行なわれるはずはございません。私は先般九州に参りました際に暖地てん菜糖の状態を見ました。大分県の実証であります。他の作物を作れば数万円の収入のあるいいたんぼで、ことさらにてん菜を栽培して、反当六千円、七千円といふような見ずばらしい収穫で、一年でてん菜栽培を打ち切つて、現地には新光てん菜糖株式会社という六

百トンのてん菜工場がついに完成しておるのにもかかわらず、開店休業の状態を招来して、労働問題、あるいは農民に對するてん菜栽培指導の責任を追及するやうなあわだたしい動きすらも出ております。これは、技術体系といふ、また輪作体系といふ、具体的な生産技術に對する何らの確信もなく、具体的な指示も全くなし得ないままに、農民を一つの新しいものにつけて、そうして、この甘味資源国内自給の前途に暗影をたらすやうな事態を現出したことは、政府にもその一半の責任があると思ふ。大分県当局の話でも、農業関係のいろいろな名目の

予算はほとんどてん菜糖に打ち入れ、つき込んで、他の仕事に大きな支障も来たとおるやに私は仄聞をいたしました。それまでつき込んだことがそんな事態になつたといふことは、一体だ

の責任でしようか。その被害は農民が受けるのであります。また、その企業が受けるのであります。そのことは甘味の国内自給に重大な支障となつて現われ、あなた方が考へておられるような支の代作としてのてん菜糖は、みじめなこのやうな事態によつてつぶれていこうとしておるのであります。いかに現在転作といふことが困難であり、かりに転作が成功したとしても、いろいろな他の条件によつては前作物にかわるやうな有利性といふものは簡単に生まれるものでないといふことを証明しておると私は思ふのであります。そういう点からも、この種の立法の目的とした基礎条件の整備、すなわち、新しい畑地農業あるいは後進地域に對する総合的な立法といふものについては、少なくとも、農業技術と営農体系、そういったものをよく検討し、間違ひのない体系を確立して、それによつて指導していかなければならぬと思ひます。作付体系の場合においては、機械力の導入等は必須欠くべからざる最近の情勢になつてきておると思ひますが、それらがいかうに組み立てられておるのか、全くわれわれは知ることができない。そういうことで一体何ができるでありましよう。

う点から、全国的な畑地関係の地域施策をこの際確立してもらいたいのであります。その際における若干の構想の一端を申し上げますならば、まず、来たるべき総合立法の一つの問題点として、草地を含めた畑地農業といふ点を一つの柱とし、第二には、その実施の段階にあつては、経済的劣弱地域の事業の優先実施の問題を考へ、また、第三に、農協等による事業として近代的な農産物の第一次加工事業等の育成の問題を考へ、そうして、これを各部門的に縦割りの方式でいくか、ある限度においてこれを総合的なものでいくか、いろいろな問題があるであ

りましようが、少なくとも総合的な運営によつてこれらの後進地域なり後進畑地農業が総合的に振興せしめられるやうな一つの制度を考へるべきであります。これが急速に樹立、実施の運びに至るべきものでないかと思ふのであります。その点について私はまだいろいろと申し上げたいことをたくさん持つておりますが、重要な点でありますので、結論的に農林大臣の御所見を承り、私の申し上げることが大きなあやまちを犯しておらない限り、この際政府の御所信を承つて、この四法律の期限の延長には何ら異議を差しはさむものではないと思ひますが、単にこれを延長することをもつてのみ満足してはならない、この点を念を押してこの際大臣にお尋ねを申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○周東国務大臣 個別の問題についてはいろいろ研究いたさなければならませんが、総括論をいたしまして、足鹿委員の御所論は、私は傾聴いたしてお

りました。水田の経営についてはなお研究もされ、その方でも今まで有利になつておつたことは御承知の通りですが、今後の日本農業のあり方として、畑地における経営についてどういふことをするかといふことが、農業者の所得の増大にもなり、生産の増大にもなると思ふ、その意味におきましては、今後の農業政策の大きな一つのねらいは畑地農業をいかにしていくかといふ問題について取り組むべきであるといふあなたの御所論には私は全く同感であつて、私は、その意味においてこそ、畑地灌漑についてはもう数年前から考へてゐる。水さえあれば関東平野における畑地農業がもっと発展し所得が上がるはずだ、こういうことも一つの点であると思ふ。今日の場合におきまして、私も、新しくやつていこうとする農業の成長部門における作物、あるいは農業経営の内容といふものは、そういう意味においては大部分が畑地を対象にいたしております。今日まで五部門に分かれて特殊な立法がありますが、こういう点は当然再検討せられていくべきであり、そのやり方あるいは法制・制度の立て方について十分にできるだけ早く考へていきたい、こういうふうに私は考へて所信を述べた次第であります。

○坂田委員長 湯山勇君。

○湯山委員 大臣に簡単に最初に一つお尋ねしたいと思ふ。

それは、今農務委員の御質問に對して、大臣も、非常な考へなければならぬといふようなことではありましたが、けれども、この特定地域の、今出されておる四つの法律、これに関連する事業が非常におくれているという原因につ

いては一々お聞きしたいのですけれども、こちらから先に申し上げたいと思ふ。それには、大臣もおわかりのうちに、補助金の問題、条件の問題、その他いろいろな条件が重なつておるのであつて、これを今後予定通り遂行していかうといふことになれば、そういう悪条件になつておるものを除去しなければならぬわけだ、そうすれば、今御質問の中にあつて答弁が少しは下げておりましたけれども、基準の引き下げとか、あるいは長期・低利の融資とか、予算の増額とか、そういうことは当然なされなければならぬと思ふのですが、これは大臣どうですか。

○周東國務大臣 私ども農基法の御審議を受けております間にたびたび申しましたように、これからの農村に関する施策について総合的に計画を立て、それに対して必要な予算的あるいは金融的措置をつけたらといふことを考へております。だから、私も、できるだけ御趣旨に沿いつつよい制度を立てて、それらの実行にあつては十分に予算的あるいは金融的の措置について考慮を払つていきたいと思つております。

○湯山委員 そこで、その中で私は特に急傾斜地帯のことについてお尋ねしたいと思ふ。大臣は、農業基本法との関係もあるからこういう施策は進めていくのだといふことではあると思いますが、この急傾斜地帯で、大臣がおっしゃるような意味における農業基本法の対象になるところは、もう事業も相当進んでおります。この地域は、今振興局長の方からも、ずいぶん進んでい

るところもある、要望の強いところもあるといふことが御指摘になりましたけれども、実は、今残つておるところといふのは、そういう対象にならない、基本法が通つた後になお残されていく、そういう条件のところだと思ふのです。水があればいいとおっしゃいますが、これも御存じのように山のてっぺんのために池を作らなければならぬ、ならないといふような性格のところであるし、それから、作つてゐるものは、御存じのように、台風常襲地帯の関係もあつて、イモと麦、その麦にしても南の方ははだか麦です。それらがいずれも選択的拡大の対象になつておりません。そうなつてくると、むしろ、いろいろな施策をなされても、それによつて絶対的な生産の拡大といふことは望めない作物であるし、選択的拡大の中からも取り残されていく。そうすると、大臣が言うように農業基本法が前提になつてこれらの地域開発をやつていこうといふことでは、むしろ残る条件の方が強く、進めていかれる条件が乏しいものが今日残されておる、これが実態なんです。そうすると、今のような御答弁を大臣がなさつても、むしろそのことは関係農民には不安の要素になつても余蘊する要素にはなつてこない。そこで、こういうことについてはもつと違った角度から御答弁願ふなければ、私は今やめると言われても、ちよつとやめるわけにはいかない。そこでお尋ねしてゐるのです。

時間もおありにならないようですが、簡単によくわかるように一つ御答弁を願ひたいと思ふ。

○周東國務大臣 具体的場所がどこかといふことはよくわかりませんけれども、

ども、私は、湯山さんが、たしか農業基本法の審議のときであつたかと思ひますが、お尋ねになつた点と同じ場所だと思ひます。その場所については、これはやはりよく調査をし、その場所に適した転作をやるとか、その転作がいかぬのならばいかなる措置をとるのかがいいかといふことは、私はよくその実態を調査してこれに臨むべきであると思ひます。私が農業基本法を引き上げたが、農業基本法によるかえつて残されるのではないかといふ話でしたけれども、やはり、この二条の二項等におきまして、施策を立てるについては特殊的地方事情を参酌してものを考へるし、これはそういう地域が非常に広域にわたつてたくさんあるかどうかは知りませんが、しかし、特にそういう場所について特殊な施設をしなければならぬかどうかといふことは、少数であろうとも、その特殊な地帯における農業者の実態を調査して、それに適する施策を立てていくといふことが一つの方法だらうと思ひます。

○湯山委員 これは、大臣、急傾斜地帯といふのは大体そういう性格を持つておると思ひます。ことに、大臣もよく御存じのように、海岸地帯、島、それから山と平地との境界でしかも傾斜の急なところといふようなところは、大体同じような条件のところが多いわけですから、やはり、その地帯が特殊であるからこそこういう立法があるわけであつて、一般でないのですから、今のような観点で御配慮を願ひたいと思ふのと、もう一つは、こういう地帯の特徵として、山間部では林業、海岸部では漁業、兼業のところが特に取り残されてゐます。これは地元負担の力が

弱いといふこともありますし、今のような条件とからんでおるわけですね。すると、この問題は、今おっしゃつたようなきつめて特殊な中の特殊なものでなくて、むしろそういう急傾斜地帯では一般的なもので、こういうこととお考へいただかないといふけないと思ひます。そこで、兼業に対する問題、こういうことも考へていただかなければならない。御存じのように、特に婦人労働が多いのです。こういうことを考へてみると、これは単に生産だけの問題ではなくて、もつと社会保障とか人道的な——急傾斜地帯の女の人は上がりおりするのために特殊な病氣さへ起きています。もつと人道的な観点からこれは考へていただかなければならぬ問題ではないかと思ひます。で、一つもう一度そういう点も含めて御答弁を願つて、大臣に對するお尋ねはこれで終わりたいと思ひます。

○周東國務大臣 その御指摘の場所がどういふふうな場所かよく調査しなければわかりませんが、しかし、私も、一面において農業、林業等における対策を、特殊地帯には特殊地帯に應ずるようになつて、一面には、兼業の拡大について考慮するといふこと、もう一つは、今お話しのように、社会保障的なことを積極的に考へる必要はないか、この点は、私は、はつきり申しませんが、厚生大臣とも話しております。農村関係において社会保障的な関係は非常におくれておる。ことに婦人に対する問題もおくれておる。こういう問題については、関係省とも連絡して次の段階にこれに特に力を入れたいと思つております。

○中澤委員 関連して伺いたいのであります。今湯山君が言ったように、特

そこに地域的な問題を考慮して考える
ということがあります。

○中津委員 もう一つだけ。

○中澤委員　もう一つだけ。

私は、大臣、ちよつと變つた考えを持つてゐるのです。大・はだか増産

態勢をとれということ。これはどういうことかというところ、やはり政府も選択的拡大の一つの大きな路線としては畜産と園芸を考えているわけです。われ

われも、畜産の振興ということとは、牛乳三合論で御承知のように、考えているわけです。そこで、むしろ麦の増産対策をとってしまつて、大・はだかは

今もどんどん酪農氏は買ってくれていきますよ。私の方では、芽の出たところでサイロにみんなぶち込んでいます。非常に飼料効率が高いのです。それな

らば、むしろ、大臣、これはあなたに宿題にあげますが、乳価を少なくとも最低五十五円に保証すれば、今の麦は全部飼料に転換させられる、私はそう

いう考えを持っているのです。だから、これは答弁は要りませんよ、あなたの宿題に一つ考えておいて下さい。麦法案を撤回しないことは明らかです

ね、それだけ確認できればいいです。
○坂田委員長 他に御発言もなければ、本案につきまして衆議院規則第四十八条の二により内閣に対し意見を述べ

べる機会を与えることにいたします。

周東農林大臣。

○周東國務大臣　ただいま議員から出されました期間延長の法律案に関しま

しては、予算を伴うものであります
が、これが通過の暁においては、それ
に対して政府は善処いたしたいと思ひ
ます。

○坂田委員長 お諮りいたします。
お手元に配付いたしてあります通

り、この急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案を本委員会の成案とし、委員会提出の法律案といたしたいと存じますが、これに對し賛成の諸君の起立を求めます。

贊成者起立

○坂田委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とすることに決しました。

ただいまの法律案に関する提出手続につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○坂田委員長 御異議なしと認め、さ
ように決しました。

○坂田委員長 次に、畑地農業振興のための基本制度の確立に関する件について、足鹿覺君より、自民、社会、民

社三派共同提案により決議をいたした旨の申し出があります。この際発言を許します。足鹿覺君。

○足鹿委員　ただいま委員長から申さ

れましたように、畑地農業振興のための基本制度の確立に關する決議をすることについて、動議を提出いたします。

まず案文を朗読いたします。

畑地農業振興のための基本制度
の確立に關する件

農業の転換期に當り、畑地農業振

興のための基本施策を確立する必要
いよいよ切なるものがある。

去る三十四回国会において積寒法
の期限延長を行ない、また今回、各

種特殊地帯農業振興法の期限延長を行なうこととなつたが、政府は、速

やかに畑地農業対策を総合した基本制度を確立するための特別の措置を講ずべきである。

右決議する。

昭和三十六年五月十八日

衆議院

理由については、先ほどの質疑応答によつて尽きていると思いますので、省略をいたします。

坂田委員長 他に御発言がなければ、この際お諮りいたします。

ただいま足鹿君より提案されました畑地農業振興のための基本制度の確

立に關する件を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

坂田委員長 御異議なしと認め、さ

本件の政府への参考送付等の手続につきましては委員長に御一任を願います。

坂田委員長 次に、内閣提出、漁業
権存続期間特例法案を議題として、質

質疑の通告がありますので、これを
おします。芳賀貢君。

芳賀委員 農林大臣にお尋ねします

が、これは漁業制度調査会の問題と非
常に関連があるのですが、政府は、御
承知の通り、昭和三十三年に漁業制度
調査会法案を作りまして、二カ年間の

期限で制度の改正に対する答申を求め、この当時は、今年度大幅な漁業権の免
品の更新があるということは計算に入

て、その答申が一年間以上もおくれ

て、非常な障害を来したことは御幸
じの通りなんです。これは、政府の部
内にそいう調査会を設けながら、ど
うしてその答申が一年もおくられるよう
なことを漫然として放置しておった

か。これは農林大臣の重大な怠慢だとわれわれは考えておる。怠慢である場合には、こういう期限の延長を認めることは絶対にできないわけなんです。

が、特別の事情があればこの際述べて下さい。

○周東国務大臣　まことに相済みぬととでござりますが、しかし、漁業権制

度はかくのごとく非常にむずかしい問題でございます。慎重の上にも慎重を加えて委員各位が答申をいただきます。これは、單なる表に出ておる許

れを実施に移す場合には、十分答申も答申として生かしながら、もしこれに對して不足な分があれば、これは政府として考へて補うこともちろんであります。要は、私は、芳賀さんは非常に専門家であられるかもしれませんので、あれはあまり大したことはないかと、あれは話であるかと思ひますけれども、漁業権の実態に即して考へますと、なかなか複雑な点がたくさんありまして、簡単にいかなかつたのではなからうかと私は考へております。

○芳賀委員　そこで、今回二カ年間の漁業権の免許の期限延長をやる意圖のようですが、ただ二年間延長してもいいというだけでは理由にならぬと思ふ。一体、二年間延長した場合、今後政府の責任においてどういふことをやるために二年間延長するというをやはり明らかにしておく必要があると思ふ。調査会の答申の内容程度を現行制度の手直しとしてやるとすれば、二年間も延長する必要はないとわれわれは考へております。むしろ更新すべき機会には更新して、手直し程度のことをするのであれば漸次これはやれるんじゃないか、そういうふうに考へるのですが、答申は参考になると思ひますが、現行の制度上にどういふような積極的な改正とか改革を加へようとするか、その大綱についてはやはり農林大臣から直接御意思のあるところを明らかにしておいていただきたいと思ひます。

漁業に関する問題であります。これが漁業権制度に非常な關係を持つわけですから、従つて、私も、一応本来のものを更新するよりも延長しておいて、そしてその間に根本的な沿岸漁業に對する対策とか漁業の基本を立てたいと思つております。従つて、これが早く樹立されればその間早くできますし、かりにおくられても二年以内のうちには確立しなければならぬと考へております。

○芳賀委員　漁業権の問題は、これはやはり主として沿岸漁業の範疇に入ると思ふのですが、その場合、その究極の目的は沿岸漁業の積極的な振興発展を目途にする必要があると思ふのです。たとえば、政府におかれても、昨年あたりから沿岸漁業振興法を制度化するといふようなそういう宣伝も行なわれたんですが、いまだに国会に基本的な沿岸漁業振興法案なるものは政府から提案されてないわけですね。社会党からはすでに議員立法として内容の充実した沿岸漁業振興法案が出ております。また、これに関連して水産物の価格安定法案あるいは水産改良助長法案等提案しておるわけですね。ですから、ほんとうに今回の制度改正の意圖を契機にして沿岸漁業の根本的な振興発展を期するならば、たとえ提案されたそういうような内容の豊かな法案等については、進んでこれに取り組んで、そして野党の協力も求めて所期の成果をあげるといふことは、これは最も賢明な態度だと思ひますが、そういう幅の広い御意思はありますか。

○周東國務大臣　私は、予算の審議の際にもお答えをしたと思ひますが、漁業の基本法といふようなもの、これが必要になつて参ると思ひます。ことに、その中におきまして、問題は沿岸

でございますが、社会党さんの案も拝見いたしておりますが、まだ、私には、あれでは十分に沿岸漁業の将来の基本を確立するわけにはいかぬのじゃないか、その点は、やはり、漁業制度調査会の答申を参考に、一つ漁業権また許可漁業権といふようなものに触れまして、また、漁業の調整その他各般の事態が基本的にたくさん考えられなければならぬ、こういう意味合いにおきまして私もあの答申を待つておつたのであります。私も、これができ

ませんので、一応漁業に関する基本的な法制は先に議るといふことを考へておりました。中間的にやはり漁業権制度の確立を待たないでもできる部分については先に進めようかということ、実は一つの法案を持つておりますが、まことにおくれてまして、ただいま法制局で審議中でありまして、でき次第国会に提出するつもりで努力を続けております。

○芳賀委員　それでは、政府からもお出しになるのですか。沿岸漁業振興法を出す出すと言つても、会期末の何日か前に形式的に出しても、實際これは両院で審議を尽くすといふことがないので、いつもそういう時間をこっそり計算に入れて善切れごとによつと出す。これは当然通らないですね。ただ今度は閉会中に宣伝材料だけに使つていふような、そういう考へで最近政府は農林漁業関係の法案を扱つておる。たとえば農業災害補償法の根本改正にしても、いまだに正式な提案の手続をとつておられない。これにしても、これは重要法案だけれども、たとえばきょうあたり出したところで、これはもう何日も会期がないのですから、通りつ

こないということですね。そういうことを計算に入れて善切れに法案を出す。そうして、閉会になると、全国にただ宣伝だけして、ああいう中身のない農業基本法とあわせて宣伝の材料にする。これはやはり全国の農民、漁民を冒瀆するやうなことじゃないかと思ふ。政府は、もう少し真剣な態度で、法案を出す場合には十分審議を尽くせる時間の計算をしてその時期にお出しになるべきだと思ひますが、いかがですか。

○周東國務大臣　御指摘の点につきましては、農業災害補償法につきましては、芳賀さんは一番よく御存じでありましようが、内容的になかなかむずかしい点がありましたので、今日よりやうく提案の運びとなりました。少しでも審議を進め、成立を目途にやつてもいいかなければ継続審議にしてでもこれは一日も早く通すということがよくあらうと思つております。

漁業につきましては、なるほど今日おかれております。これについては、まだ根本的なものが足りませんが、そういうふうなものは、その根本に触れる点において成案を得れば、出して御審議を願つた方がよろしいと思つておりますが、これがもし通らないという場合に、芳賀さんの御指摘のやうなことは自民党はいたしません。私も、は、やろうとするならば、むしろこれからやろうとする根本的な基本法的なものを考へて入れつつ、今後こゝうことをやりたいという宣伝はいたすかもしれないませんが、こゝういふものを出しておいたからこれで十分であるといふやうなことは、私は考へておりません

し、そういう卑怯な宣伝はいたしません。○芳賀委員　それでは、重ねてお尋ねしておきますが、この国会の会期中に、政府から今言われた沿岸漁業振興法は必ず提案されるのですか。

○周東國務大臣　だいぶん会期も切迫しておりますが、法制局において審議が終れば出しますが、審議が終らなければ困難かと思ひます。

○芳賀委員　もう少し具体的な点をお尋ねしますが、たとえば漁業権の免許制度の内容の改正の問題にしても、先般の井出参考人等の説明によると、現状をあまり脱却しない程度の内容なわけなんです。明らかにした点は、わずかに、共同漁業権については現在の十年を二十年に延ばすべきである、それから、定置漁業権並びに区画漁業権については現在の五年をやはり倍の十年に延ばすべきだ、そういう期限の延長の点だけは触れたが、それ以外の点についてはあまり具体性のある説明はなかつたわけですね。この期限延長の問題についても、これは、それぞれ漁業権の内容を精査した場合は、単純に十年を二十年、五年を十年にすべきといふやうな性格のものでないかわれわれは考へております。特に、沿岸漁業の場合には、たとえば海流の変化とか魚族の成長もありましようし、いろいろな客観的な事情の変化といふものはどうしてもあり得るわけですね。それと、たとえば共同漁業権については二十年間とか、定置漁業については十年といふやうなことは、全く自然の変遷する条件といふものを漁業の実態の上から無視したやうな考へ方ではないかとわれわれは考へておるのです

が、こういう点については、答申の内容をただでよめるのみにして、それを制度改正の根本にしようという考えでこれから作業を進めるのですか、その点はいかがですか。

○周東国務大臣 その点は、先ほどお答えいたしましたように、私は、答申の内容は十分尊重し、参考にはいたしますが、私は私なりに、新しき立場に立つて、今後の漁業のあり方、沿岸漁業のあり方等に關連いたしました、慎重な立案をいたしたいと思ひます。

○芳賀委員 特に共同漁業権の場合には、答申の内容においても、今後は現在よりも積極的に漁業協同組合を主体にした建前で共同漁業権の免許を行なうべきであるという事は示されておりますが、ただ、問題は、やはり、沿岸における完全なる資源の培養・増殖であるとか、沿岸漁業の振興に關して全面的な実施という事になると、やはり漁業権の性格についてもこれは根本的に触れる問題があると思ひます。たとえば、その共同漁業権の漁場内における浮き魚の扱いをどうするかという点は、これは非常に大事なことである。この共同漁業権を完全に閉鎖するような方式でいくか、大体現行の線で行くかという事は、これは非常に重大な点だと思ひます。こういう点は答申の内容においてはあまり触れていないわけですね。しかし、水産庁当局として、長年の調査とか経験の上に立つた場合は、方向としてはどうしなればならぬくらいな腹づもりは、これはきまつていないければならぬと思ひます。何も対策を持たないで、調査会で検討して下さいというだけでは済まないと思ひます。ですか

ら、そういう根本態度については、一体、農林省としては、大臣としてはどういうお考えを持っておりますか。

○周東国務大臣 この点は、私は、まだあなたの御指摘以外にたくさん問題があると思ひます。沿岸漁業を振興し、沿岸漁業というものを成り立つようにするためには、漁場の問題、漁業権の問題、その地域における他産業といふ点、また今後私は慎重に考究した上、答申を重要な参考資料として立案をいたす所存であります。また具体的にこれをどうするということをし上げるべき時期ではございません。

○芳賀委員 もう一点、前回の委員会でも指摘したのですが、沿岸漁業における底びき網漁業の操業区域と現在許可されておる共同漁業権漁場とが入り会つてゐるような地域がある。特に北海道においてはその点がはなはだしいのです。この点についても、今後一体どうするかという点も、これは非常に大事な点なんです。もう数年間毎年のようにこの問題が派生してあります。水産庁としても根本的な解決はなかなかできたい状態に置かれておるわけですね。ですから、これらもやはり漁業権の制度上の重大な課題として扱つてもらわなければならぬと思ひます。そういう調整をどういう方式でやるか、底びきの操業区域がどこまで入り会つてゐるから、では今度その内側だけを共同漁業権の区域に指定するなんてことになる、これは非常に後退した消極的なやり方ということになるのですがね。ですから、共同漁業権の区域外でなければ底びきの操業はできない

といふところまでこれを持っていけば、根本的な解決はできなく思ひますが、これもやはり漁業権の問題として取り扱わなければならぬのですか。

○周東国務大臣 その点は今触れたのです。私がたくさん問題があると申しましたのはそういう点も含めて申したもので、漁場の調整の問題もある。ただし、繁殖保護上沿岸漁業に残すべきと申しますか、沿岸業者が魚をとり尽くさないようにするために一体どうしたらよろしいか、これは御指摘の底びき漁業だけではないと思ひます。このごろ、能率的な漁業として、電探操業をやり、火力を用いて一網打尽にするような漁業もありまして、こういうものをやる、漁場、ことに沿岸漁業はどうなるかという、もっと根本に触れて考えなければならぬと思ひます。そういう点が多々あると思ひます。私は沿岸漁業については非常に關心を持つて研究しております。それから、先ほど申しました通り、御指摘の点のみならず、沿岸漁業の振興、沿岸漁業に対する基本対策を立てるについては多々問題がありますので、今の答申を参考にして、そして慎重に立案をしたと思ひております。

○芳賀委員 これは、二年後に制度改正をやるなどということではなくて、底びきとの競合の問題は速急に調整解決すべき問題なんです。ですから、周東さんが農林大臣の在任中に、できればやつた方がいいと思ひます。いつまで大臣をおやりになるかこれはわからぬが、やつておる時期内にこれをやるということは大変だと思ひますが、これはどうですか。これくらいのこと

をやらなければ、漁業制度の根本改正はできないと思ひますが、いかがですか。

○周東国務大臣 私の申し上げておるのは、農業に關しては農業基本法ができる、大事な漁業についても基本法が必要であらう、それがことに沿岸漁業に對して問題がある、しかもその漁業権制度とからむ、しかも、その漁業権だけの問題でなくて、許可漁業権もこれにからむ、そういう問題は慎重に取り上げてやりたいということ、次の段階で漁業に關する基本法の制定、早く制定したいということでございます。御了承を願ひます。

○芳賀委員 そこで、今度の制度改正は、何と言つても漁業法の改正が中心になります。あわせて水産協同組合法等を当然根本改正をやる必要があると思ひます。漁業法の場合には、特に、農業の場合と比較すると、漁業の経営については、これは個々の零細な経営体による経営をやるよりもやはり共同体による漁業の経営を行なうことの方が適切だとわれわれは考えておるのです。こういう点についても、今後の沿岸漁業の経営のやり方等について、やはり制度改正の機会に根本的にこれを進める必要があると思ひます。しかし、生産共同体が自管するといふ場合においても、やはり、漁船とか漁具とか、そういう資本設備が十分に行なわれなければこれはできないと思ひます。沿岸漁業の場合には、特に農業の場合よりも沿岸漁民は資本的には非常に力が弱いのですから、そういう新しい近代化的な漁業の経営を政府が進めようとする場合には、やはり、大幅な

制度金融の問題とか、たとえば漁船を国が建造してそれを貸付するとか、そういう思い切つた方策をとらなければ沿岸漁業の根本的な改善はできないと思ひますが、それくらいは意欲で今後取り組むという御意思はありますか。

○周東国務大臣 今日、沿岸漁業に關する改善策として、すでに漁業生産組合といふものがあります。こういうものがあります。御指摘のように、漁船、漁具といふようなものを備えるにつれて資金が要る、これに對して考えなくならぬといふことは、私は同感であります。これは当然将来の問題として考えなければなりません。私は、漁業といふものはさらに農業よりもむずかしい点は、しからばこの漁業生産組合によつて作つた漁船をどこに持つていくか、簡単にどこへも持つていけない。そこに、漁場の調整といふものは、沿岸における漁業のみならず、近海、沖合、遠洋という漁業を通じてその間に各般の現在の漁業形態の調整が必要であらう。こういう問題は沿岸漁業の振興策を考へるときに当然漁業全体として考へなくちゃならぬ。こういうことまで実は考へてみたいと思つておるわけでありまして、非常にむずかしい問題であります。この国会が済みますれば当然そういう問題と取り組んで水産庁はやつてもらいたい、こういう考へております。

○芳賀委員 最後にお尋ねをしておきたいと思ひますが、たとえば政府提案の二年間の延長を認めたとしても、この二年後に制度の根本改正が全面的に行なわれるようでは、また延ばさなければならぬということになる。だから

一二

たといは、今回の第 二 条の第二項の号の措置をなす場合等におきまして、当然農林大臣は具体的な問題について、も個別的に漁業権の特例を設けるわけでありますから、そういう問題につきましては、法の精神から言つて、やはり個別的に指導とか助言とかあるいはその特例を設ける措置についての判断等をするであらう、こういうふうに私はあなたの御答弁から考えておりますが、この点についてどういふ御見解でありますか。

○高橋政府委員 これは、ただいまの漁業権の免許につきます権限と同様に、この特例の措置につきましても、漁業調整その他公益上の必要で漁業権の取り消し事由があるといったような場合に、当然一カ年の延長をせざるに、知事が現地におけるこれらの具体的な事情を十分に調査し、また海区漁業調整委員会にも諮問した上で都道府県知事が認定するといふふうにしておる次第でございます。

○大原委員 それでは、農林大臣は、やはり、上部機関といたしまして、政府機関といたしまして、指導とか助言とかあるいは監督等については、当然この法の趣旨が貫徹できるようなそういう権限を持つておる、具体的な問題については、最初御答弁になったように、原則として知事が権限を持つておる、このように解釈してよろしいですか。

○高橋政府委員 その通りでございます。

〔委員長退席、田口（長）委員長代行着席〕

○大原委員 それで、私はこの問題に關連をいたしましてお尋ねするのです。

けれども、私は、漁業権の設定の仕方、あるいはこれに対する監督、あるいは漁業権を包括的に持つておる漁業協同組合のあり方、こういうものが、いわゆるほんとうの漁民のための漁業協同組合あるいは漁業権という意味において、法が制定いたしまして以来今日まで非常にたくさんさんの問題を持つておると思うのです。たとえば、私は、いろいろな点について、私の身辺だけでなしに相当離れたところの問題をも含めまして、漁業をめぐる問題に逢着いたしておるわけでありますが、ちよつと離れますが、漁業協同組合が包括的に漁業権を持つておるわけでしょうが、その漁業協同組合の適正なる規模、これは大体どのぐらいだというふうにお考えになっておりますか。

○高橋政府委員 この漁業協同組合の地区でありますが、これも非常に重大な問題といたしまして、過日も漁業制度調査会において真剣に討議された一つの大きな項目でございました。その漁業制度調査会の審議におきましては、現在の漁業協同組合の地区は、農業協同組合その他に比較して非常に狭過ぎる、こういう傾向があるというような御見解とともに、今後漁業協同組合が沿岸漁業の振興をなす場合のにない手であるのから、この漁業協同組合の経済事業をもっと充実したものにするためには、現在程度の地区では少し狭過ぎるであらうというような御見解であったわけでございます。そういう方向で今後とも私も来たるべき水産業協同組合法の改正に準備いたして参りたいと思います。ただ、この制度調査会で審議した一つの点でございしますけれども、やはり、この原則

は、加入・脱退及び設立の自由が原則でございまして、その原則と、ただいま問題になりました、事実上非常に組合の地区が重複ないしは事実上非常に狭過ぎて経済効果を上げることができないという、そのような原則と事実との調整点をどのように求めるかという点が、今後の改正すべき一番のポイントであらうというような見解を示されておりますので、私もその線に沿うた改正に今後努力して参りたい、このように考えておる次第でございまして。

○大原委員 非常に回り回った答弁ですが、私がお尋ねいたしましたのは、適正なる規模というのは大体どのくらいか、こういうことです。

そこで、また私は質問を続けますが、この漁業協同組合をめぐりましていろいろ問題が起きると私は思うのです。たとえば賠償の問題あるいは漁業協同組合を中心とする融資の問題、漁業協同組合がそういう経済事業を行ないます際にそういういろいろな問題が全国的に私は起きておると思うのです。その際私は二つの面で問題があると思うのです。というのは、ほんとうに漁民の意思を反映をしまして、漁業権あるいは賠償問題、あるいはいろいろな事業、これがなされておるかどうかかという問題です。これは、農業協同組合とはさらに違いまして、漁民には漁民の部落の特殊性もある、あるいはその親戚縁者、いろいろな関係の地域性もある、あるいは、あの文部省の統計によりまして、文字が読めない人はやっぱりそういう漁村などに多いわけです。一本釣やその他零細漁業、沿岸漁業に多いわけです。そうなりまする

と、どうしてもボス支配というものが起きてくるわけです。そういうことでいろいろ問題となるのは、あまりにも規模が大き過ぎて、そしてその事態を

な運営となる。大体適正規模というの
はどのくらいですか。全国で一番
人数が多い漁業協同組合はどのくらい
ですか。

○高松政府委員 漁業協同組合の適正規模がどの程度であるかということが一つのお尋ねのポイントでございますが、これはなかなかむずかしい問題でございまして、なかなか画一的に申し上げることは困難かと思いますが、しかし、一応、私ども通常の場合の意味におきます漁業協同組合を拝見いたしますと、通常の場合ですと旧市町村くらしいの規模が一番うまくいっている例が多いのではないかとというふうに考えておるわけでございます。もちろん、旧市町村という範囲とその経済なり漁業権の主体としての地理的な条件とは必ずしも一致しない場合が多いわけでございますが、一応の目標としてはその程度ということでございます。御指摘のように、組合というものは大きければ大きいほどよいというものでございませぬ。やはり、何と申しましても、人的な結合がなければ、もはやそれは協同組合であるかどうかという点も問題になるわけでございまして、その点から考えまして、特に漁業では、農業協同組合とも違ひまして、生産面に対する漁民の関心はあるいは流通だけの問題よりもさらに強い面がございしますので、そういう点を考えましても、にわかに組合というものは大きいほどよいというふうには断定できないわけでございます。その点が、流通を主体にした規模と生産面を考えたときの規模とをいかに調和させるかということがむずかしいわけでございますが、結論的に申しますと、太

体市町村ぐらゐの單位が一番よろからうかというふうにただいまのとこを考へております。

○大原委員　質問していることに答へ

て下さい。漁業協同組合の中で最も大きい規模の組合は何人ぐらいですか。

○高橋政府委員　ただいま手持ちがございませんで、私の記憶だけでお答えいたしますと、一番大きいのは、河川の漁業協同組合あたりでは、地区でも、たとえば一市三十六カ町村でございまして、そういう組合もございまして。しかし、これは非常に特殊の事例でございまして、このような水産増殖を主体にいたしますとこのような組合の地区も必要でございすけれども、単純な漁業協同組合のやり方をこの一市三十何カ町村というものを適用いたしますと、ただいま先生御指摘のようないろいろな弊害もございすので、来たるべき改正につきましては、この点も考えまして、あるいは答申もいたしておりますが、単純な漁業協同組合のほかに、漁業権を主体にした漁業組合制度というものを一つ考えまして、実態に即するようなやり方も考えて参りたい、このようにただいま検討をしておる段階でございす。

〔田口（長）委員長代理退席、委員長着席〕

○大原委員　漁業協同組合以外に漁民組合、こういうお話がありましたので、これに関連して、旧市町村単位と言われたけれども、沿岸漁業で規模の最も大きいのは、もし御記憶になっておれば答弁して下さい。

○林田説明員　昭和三十三年十一月に臨時漁業センサスを行ないまして、地区別の組合数が、総数が三千四十五組

〔田口（長）委員長代理退席、委員
長着席〕

○大原委員　漁業協同組合以外に漁民組合、こういうお話がありましたので、これに関連して、旧市町村単位と言われたけれども、沿岸漁業で規模の最も大きいのは、もし御記憶になっておれば答弁して下さい。

○林田説明員 昭和三十三年十一月に臨時漁業センサスを行ないまして、地区別の組合数が、総数が三千四十五組

合ございました。そのうちで、旧市町村未済が千五百三十一でありまして、旧市町村以上というのが二百十三でございます。大体三千のうちで二百十三が旧市町村以上でありまして、七〇の事を占めております。組合員の人數別にそれを見てみますと、千人以上という組合が五十三ありまして、それが一・七〇の事を占めております。

○大原委員 今の問題を一応おいておきまして、これから具体的な問題について質問いたしますが、広島県に、太田川のアユを中心としたしまして、太田川漁業組合があるのです。これが昭和三十三年四月の新開野平発電所のいわゆる中国電力のダムの開発をめぐりまして、七千二百萬円の賠償が中国電力より支払われたわけでありまして。そのときに、組合の組合長でありました佐々木節吾氏が中心となりまして、今まで出資もいたしておりました。実際に相当の協同組合員の信任も持つておられた人々が自分の知らないうちに整理をされて、そこで新しい漁民の利益の問題が起きたわけなんです。これは昭和三十三年の話ですが、昭和二十九年当時の組合の実情を調べてみますと、太田川漁業協同組合というのは少くとも一千名以上の協同組合員があつたわけなんです。それが、この賠償問題を契機にいたしました。そういう役員が氣に入つた者やあるいは今までの既得権を一方的に剥奪をいたしまして、賠償金をたくさん取るために組合員を一方的に整理した。約四百数十名整理した。それをめぐりまして今日までずっと問題が起きておるわけでありまして。ところが、これは沿岸漁業ではなしに内水面漁業の問題です。それで、その間には

こういうことがあつた。この佐々木節吾という組合長さんは、昭和三十三年の総会で、今日までのいろいろな個人的な問題を提起して数々の点を追及されて、総会の席上で不信任を受けた。そこで、辞表を提出いたしました。功績があつたかどうかは別といたしまして、退職金を二百萬円ほど佐々木節吾氏が要求をいたしました。その要求に對しまして、太田川漁業協同組合は當時百萬元を決定いたしました。その金を昭和三十三年の役員会の決定に基づきまして佐々木節吾氏はもつたわけなんです。そして、組合長のいすを当然に職いたしまして、これは組合長、役員を左遷するということ意識であつたわけでありまして、しかしながら、そういうことにはならぬで、また、その退職金で工作したかどうかは別といたしまして、組合長に居すわつたわけでありまして。これは保守とか革新とかいう問題ではないわけなんです。一千名の中で四百名もはじき出されておるのですから、そういう不満が非常にあつたわけなんです。そういうことで、七千二百萬円のいわゆる中電の賠償金の問題が三十三年四月以降におきまして出てきたわけなんです。そこで、その中には、川本某は賠償金の配分の直前に死亡したのであります。しかし、配分委員会が決定された十萬円も、本人が死んだからもうやらぬ、こういうことでやらなかつたという問題等も起きて参りました。その間、県の方に参りまして、県知事も、そういう社会問題が起きて参りましたので、監査をいたして、改善命令を勧告いたしましたのであります。しかし、そういう退職金等をもらいましたやつをもつてどんどん工作をいた

しますと、なかなか人事の更新や民主化はできないわけなんです。そこで、そういう人々が居すわりました。現在、四百六名であります。その組合員をワック外に出したわけでありまして。そういうことはこまかに申し上げるとまだたくさんあつて、あまり上げつないから私は言うのははかるのですけれども、そういうことがございまして、いろいろな経過があつた後に、内水面としては非常に珍しいと思ふのですけれども、四百六名の諸君が、加入・設立という行為は当然自由にできるのだという趣旨に基づきまして、別の太田川地区漁業協同組合というものを作りました。県知事の認可を求めたわけなんです。それは昨年の九月三十一日で認可されました。ただし、これは不思議なことには漁業権のない協同組合であります。これはだんだんと法文の中身へ近づいて参りますから、私はこの点で少なくとも漁業法の精神に基づいて大臣の見解を聞くところなんですけれども、お急ぎの方もあつたわけなんです。経路があつたわけなんです。

私は客観的に事実を申し上げたのだけれども、その後知事が問へ入ります。県の内水面漁業管理委員会が裁定を下しました。それで、二百六十七名が漁業協同組合員として適正であらうから、できるならば佐々木節吾の太田川地区の協同組合と一緒に参つてはどうか、こういう裁定であります。しかしながら、この裁定の中にはもちろん個人々々を名ざしてはいない。県もそういうふうな指導しておらない。四百六人が親子代々沿岸漁業をやりました。漁業法に基づいてそういう事実があるというところは近所の人はだれでも知っている。新旧漁業組合の人々もみんな知っているわけなんです。だから、そういうままで二百六十七名をだれにするかということになります。問題であります。そこで、百三十九名がはじき出しておるわけでありまして、だれだれはいかないというふうにするわけにもいかないわけなんです。ここで、私は、事務当局でもよろしいのですが、お聞きいたしますが、いわゆる内水面の漁業協同組合員の資格は一体どういふ条件なんですか。

○高橋政府委員 組合を設立して漁業権を取得する場合の要件はそれぞれ漁業法に規定してございますので、それをただいま申し上げます。

水産協同組合法第十八条、組合員たる資格でございまして、通常の場合ですと、「組合の地区内に住所を有し、且つ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定数で定める日数をこえる漁民」ということにございまして、ただし、河川におきましては、「水産動植物の採捕又は養殖をする者を主たる構成員とする組合に於ては、組合の地区内に住所を有し、且つ水産動植物の採捕又は養殖をする者（遊漁者を除く。）であつて、採捕又は養殖に従事する日数が一年を通じて三十日から九十日までの間で定数で定める日数をこえるもの」を組合員、このように規定してございまして。

○大原委員 その中で、最低三十日以上というのはいくらありました。それから、もう一つの何かを採捕するといふのがありましたね。これは大体どういう意味なんですか。

○高橋政府委員 水産動植物の採捕でございまして、具体的に申し上げますと、河川でございまして、魚をつかまえる、こういう意味でございまして。

○大原委員 とつたりつかまえたります、字の通りです。それではあまり明快ではございませんが、字の通りに御答弁になったのですが、そこで、お尋ねいたしますが、そういう問題が起きてきて、漁業の組合員の資格の問題をめぐつていろいろ議論になつておるわけでありまして、具体的な問題にあまり入つてきて恐縮なんですけれども、具体的な問題をどういふふうに解釈するのかということが、やはり漁民の権利と義務の問題ですから、私は、このことは問題の本質であると思ふから、具体的な問題を中心としてこの新しく出された法律の解釈を言つておるわけなんです。当然でしょう。だから、そういう点から私申し上げるのですが、今日までそういうことをめぐつて四百六人の間で、一前はもう少し人数が多かつたが四百六人に整理されて、なかなか境が出せない。そこで、どうも太田川漁業協同組合という旧組合の組合長は自分の氣に入らない人間を出す、具体的な問題で話し合ひということになるとそういうことになつてしまふ。だから、自分が思ふような組合を作ろうということでありまして。ここに、漁業権の問題で民主的に運営する問題と漁業権の問題、包括的な権利の問題の關係で本質的な問題があると思ひますけれども、そういうことになりまして今日も紛争を続けておるわけでありまして。私が事実を申し上げるとあなたの方にはびつくりされるようなこともあ

るが、これは法案の審議をしておるのですから申し上げません。

そこで、この問題で私は逐次お尋ねをいたしますが、本特例法案の第一条第二項の第一号、「漁業法第三十九条第一項の規定による漁業権の取消しの事由があるか、又はその事由が昭和三十八年八月三十一日までに発生することとが確定であると認めて都道府県知事が指定した漁業権」、このいふふなことがありますが、このいふゆる非民主的な運営の結果においてそういう問題を起し、これはだれが見てもそうですし、県もそう認めておる。その結果において漁業権を喪失いたしましたところの組合員、漁民、そして新しい漁業協同組合というものが実在をいたしまして、こういう経過に基づいて紛争を生じておるわけでありまして、もうアユの漁期に来るわけですから、そういたしますと、供託金を出して実力入漁ということになるわけでありまして、こういうことになりましたと、やはり私はいろいろな問題があると思うのですけれども、ここでいう、私が今申し上げた漁業法第三十九条第一項云々の規定は、こういう場合にいわゆる特例となり得るのかどうか、こういう一般的な解釈論についてあなたの御見解を伺いたい。

○林田説明員 先生の御質問は、これが三十九条の漁業調整に該当するかどうかということだと存じますが、これは、漁業調整上の必要がある場合はやはり延長させないという解釈でございます。しかしながら、もうアユの時期になりましたし、できるだけ漁業者のアユをとらせるといことが内水面漁業として必要なことと存じますから、

できるだけ円満に解決しまして、漁業権延長ができるということが一番いいわけでございますから、現在県知事の方でそういうふうな指導を行なっておりますので、それまでもし円満に解決しないということになりましたら、やはりこの条文に該当して取り消さざるを得ないという事態が生ずると存じます。

○大原委員 念のためにお尋ねいたしますが、八月三十一日はアユの漁期の終わりではないわけですね。九月、十月、十一月とございませう。免許が取り消された場合におきまして、政府が、農林省が、農林大臣が、池田内閣が、この法律に従って今日まで漁業権の問題について結論が出ていなければ、この問題はいいのですよ。それで、こういう紛争は起きないのです。次の漁業権の免許を取り消されて、次の段階の用意ができておらぬ。だから、こういう問題が起きるといふのは、この法律において、三十六年八月までは漁業権の免許の白紙還元、そしてそこから新しい漁業権の問題が生れてくる、こういうことを法律で期待をしておる、——期待権ではないけれども、そういう法律上の制度であるという問題を通じて、白紙に立つて民主的に解決するという方法が生まれてくる、漁民の意思によって生まれてくることを期待しているわけですね。今のあなたの答弁は非常に明快であります。その答弁自体をいたしましては私は納得するわけですが、これは法文の通りであるというふうに思いますが、この趣旨もそうでなければならぬと思ひますが、八月を越えてそういう

事態が生じた場合には政府の責任ですけれども、具体的にはどうなるのですか。

○林田説明員 この漁業権存続期間特例法案の第二条によりまして、そういうふうな場合には民主的に新たにだれに漁業権を与えたいかということがござりますと、この第二条で、「三十九年三月三十一日をこえない範囲内において都道府県知事が漁業権ごとに定める期日まで」の漁業権を付与することができるようになるわけでございます。

○大原委員 それでは、この太田川の例でありましたら、昭和三十六年の八月三十一日までに円満妥結するように指導するけれども、なおこの紛争状況が解決しない、こういう場合におきましては、都道府県知事が昭和三十九年三月三十一日まで実情に基づいて新たな暫定措置をとる、そういうふうな解釈してよろしいか。

○林田説明員 先生のおっしゃる通りでございますが、昭和三十六年の八月三十一日とその川の漁業権の満了日かどうか、私はよく存じないのですが、その満了日において切れまして、それから新しい漁業権を新たな者に付与する、それが三十九年三月三十一日までの漁業権になるということと存じます。

○大原委員 では、もう一回私が確認いたしますから、間違ひなければ御答弁いたただかぬでもよろしい。昭和三十六年八月三十一日が来まして、私も初め、皆さん方特に農林省の方で強力に指導していただきまして、民主的に漁民のための漁業協同組合ができるように、こういうふうに御指導をいた

だく、こういうことを前提といたしまして、なおできない場合においては、都道府県知事がアユその他の漁期の期間において、その当面の適正な措置をとっていく、そういうふうに御答弁にいたしましたね。私もそのことを了承いたしております。

そこで、私がもう一つお聞きしたい点は、内水面漁業の漁業権の中におきまして、漁業権の共有ということがあり得るのですか。

○高橋政府委員 あり得ます。

○大原委員 それでは、私は八田政務次官に一つ最後に御見解をお聞きしたいと思ひます。

今までもずっと事情をお聞きいただきまして、法文においてもあるいは事実についても十分御了解いただいたと思ひますが、私が農林大臣に第一番に要望したい点は、漁民の資格その他そういう今日の経過、実情において、真に民主的な漁業協同組合ができて漁業権の円満な解決ができるように、利害関係者の皆さんが納得できるように、この上にもそういう強力な御指導をしてもらいたい。これに対する見解が一つと、もう一つは、今解釈において出て参りましたけれども、そういう解釈が前提であれば私は解決ができるかと確信をいたしておりますが、今の漁業権の共有の問題等を含めまして、一つ積極的に具体的な提案をしていただかまして、そして、現状を解決する上に立つて、漁民の権利、漁業権の上に立つて、将来とも民主的に納得できる運営ができるように御努力をいただきたい。こういう二つの点について、非常に政治的な問題であります

から、政務次官の方から御答弁を願ひます。

○八田政府委員 ただいまの大原委員の御質問に對しまして、原則としましては知事の権限事項に属するものでございまして、大原委員の御意見が十分浸透いたしますように、民主的な運営というものができまうように、指導・助言を農林省としてはやつて参りたいと思ひます。

○坂田委員長 他に質疑の通告もないようでありますので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○坂田委員長 本案に對し、田口長治郎君より、自民、社会及び民社共同提案による修正案が提出されております。修正案はお手元に配付いたしてある通りであります。

まず修正案の趣旨について提出者の説明を求めます。田口長治郎君。

○田口(長)委員 私は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派を代表いたしまして、漁業権存続期間特例法案に對する修正の動議を提出いたします。

まず修正案を朗読いたします。

漁業権存続期間特例法案に對する修正案

次のように修正する。

附則中「昭和三十六年五月一日」を「公布の日」に改める。

以上であります。

本修正の趣旨は簡明であります。すなわち、本案の施行日は昭和三十六年五月一日となっておりますが、すでに本日は五月十八日でありまして、予定

されました施行日を過ぎておりますので、本案の施行日を公布の日に改めるという事務的なものであります。何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。

○坂田委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、田口長治郎君提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、修正部分を除いた原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂田委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十二分散会

律案（内閣提出第一四〇号）に関する報告書
漁業権存続期間特例法案（内閣提出第一五〇号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

〔参照〕
愛知用水公団法の一部を改正する法

昭和三十六年五月二十四日印刷

昭和三十六年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局